

益田市放課後児童健全育成事業委託事業者募集要綱

1 趣旨

本市では、就労等により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）を実施しています。

このたび放課後児童クラブの運営をより円滑に行うため、一部の放課後児童クラブの運営業務を担う新たな事業者を募集いたします。

募集にあたっては、豊富な知識やノウハウ・経験等を生かし、児童や保護者の視点に立った良質なサービスを提供するため、プロポーザル方式により民間事業者から広く提案を募り、総合的な事業者の技量を適正に審査したうえで、最も適した提案をした事業者を選定します。

2 募集から事業者の決定までの流れ

(1) 委託先選定までの流れ

- ア 公募開始
- イ 質問の受付・回答
- ウ 参加表明書の提出
- エ 企画提案書等必要書類の提出
- オ 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
- カ 委託事業者の決定
- キ 審査結果通知、委託事業者の公表
- ク 事業者による運営準備
- ケ 事業者による運営開始

(2) スケジュール

令和7年	8月	6日	募集開始
	9月	12日	参加表明書提出締切
	9月	18日	企画提案書提出締切
	9月	25日	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
	9月	30日	委託事業者の決定（予定）
	10月	1日以降	運営準備（予定）
令和8年	4月	1日	運営開始

3 業務内容

別添「益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書」に記載のとおり。

4 委託期間等

(1) 準備及び引継ぎ期間

仮契約締結の日から令和8年3月31日まで（準備期間は備品・施設等の確認、支援員の確保や指揮命令系統の確立を行うものとする。）

(2) 運営委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、放課後児童クラブの運営状況に特に問題がないと市が判断した場合に限り、1年間契約を更新できることとし、契約の更新は最大3回までとする。

(3) 対象とする放課後児童クラブの小学校区、クラブ名、クラブ数及び見積限度額は次のとおりとする。

No	小学校区	クラブ名 (所在地)	定員	見積限度額
1	吉田小学校	トマト第1児童クラブ (中吉田町357番地1)	40	22,470千円
2		トマト第2児童クラブ (中吉田町357番地1)	40	
3		トマト第3児童クラブ (中吉田町272番地)	25	
4		トマト第4児童クラブ (中吉田町272番地)	32	

なお、クラブの支援単位は4単位であるが、同一小学校区の敷地内にクラブを開設しているため委託先の選定は1者とする。

また、「7(2)開設期間等(※表1)」において、延長及び再延長利用、土曜日については、トマト第1児童クラブで合同開設することとして、見積額を算出すること。

ア クラブの所在地は、学校の活用可能教室等の状況により変更する場合がある。

イ 小学校区単位での放課後児童クラブの委託先事業者について選定するものとする。

ウ 現地確認を希望する場合は、協議の上、別途対応する。

エ 見積限度額は、各事業年度における限度額とする。

オ 支援が必要な児童を受け入れることにより、加配職員等が必要と認められる場合、発注者と協議の上、年度途中で委託料及び契約額を変更できるものとする。また、年度末において加配職員等が減じる又は開設日数が予定より大きく下回る等の状況が確認された場合についても同様とする。

カ 消費税については、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条及び別表第2第7号の規定により非課税とする。(放課後児童健全育成事業は社会福祉法第2条第3項に規定される第2種社会福祉事業)

5 参加資格は、次のとおりとする。

(1) 資格要件

放課後児童クラブや放課後等デイサービス、保育園等の児童福祉事業

の運営経験を有し、かつ運営に熱意のある社会福祉法人、学校法人、株式会社等法人格を有する事業者で、次の各項目の全ての要件を満たしていること。

- ア 令和7年4月1日時点において放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、その他児童福祉施設のいずれかを運営している実績があり、かつ現在も継続して運営している団体であって、宗教法人や政治活動を主たる目的とする法人又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人でないこと。
 - イ 中国地方内に営業所又は事業所を設けていること。又は中国地方内に営業所等の拠点を令和7年10月1日までに設置し、緊急時において迅速な対応が可能なこと。
 - ウ 参加表明の日において、地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていないこと。
 - エ 参加表明の日において、賦課されている全ての税（国税、地方税等）を滞納していないこと。
 - オ 参加表明の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと（民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている場合を除く）。
 - カ 経営状態に問題があると判断される法人（銀行取引停止処分、差押、破産等が適用される状態にある法人）でないこと。
 - キ 代表者、役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと関係を有するものでないこと。
- （2）事業実施にあたって、次に掲げる条件に留意すること。
- ア 放課後児童クラブの運営を公正かつ円滑に行うため、自治会長、民生委員、児童委員等の地域の代表者、小学校長、保護者と運営主体の代表者、支援員等が意見交換をする機会（地域協議の場等）を設けることにより、児童クラブの運営に対する地域の意見、要望を聞き、運営内容に反映させるよう努めること。
 - イ 運営準備期間に支援員に対し、事業の内容及び支援員の処遇について説明を行うこと。また、契約2年目以降においても、これと同様に毎年度説明を行うこと。
 - ウ 提案書類の提出時点において、市内放課後児童クラブに支援員等として従事している者の雇用にできる限り努めること。なお、雇用する職員の賃金額については、市内及び近隣自治体の放課後児童クラブ職員と比較して著しく低い金額とならないよう努めること。
- 6 本公募に参加を希望する者は、次の内容に従い、期限までに「【様式1】益田市放課後児童健全育成事業業務委託事業者公募参加表明書」に様式1（別紙）から様式5までのうち必要書類を添付して提出するものとす

る。

(1) 募集要綱・仕様書等の配布

ア 配布期間：令和7年8月6日（水）から9月12日（金）まで

イ 配布方法

- ・市公式ウェブサイトからのダウンロード
- ・益田市子ども福祉課窓口での手渡し（8時30分から17時00分まで（土・日曜、祝日を除く））

(2) 質問書の提出

ア 提出期限：令和7年9月3日（水）17時00分まで

イ 提出場所：益田市子ども福祉課

ウ 提出様式：「【様式6】益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託事業者公募に関する質問書」により提出すること。

エ 回答方法：令和7年9月9日（火）までに市公式ウェブサイトには回答を掲載します。

オ 提出方法：次のとおりとする。

提出方法	留意事項
持参	◆提出場所：益田市子ども福祉課 ◆受付時間：8時30分から17時00分まで（土・日曜、祝日を除く）
郵送	◆提出期限必着 ◆送付先：〒698-0024 益田市駅前町17番1号 益田市子ども福祉課宛 ※「益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託事業者公募質問書」と封筒表面に明記すること。 ※郵送で事故があった場合の責任は負いません。 （簡易書留・特定記録等を利用することが望ましい）
F A X	◆提出期限必着 ◆F A Xの件名：「益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託事業者公募に関する質問」とすること。 ◆必ず電話等で送信した旨伝え、着信を確認すること。
電子メール	◆提出期限必着 ◆電子メールの件名：「益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託事業者公募に関する質問」とすること。 ◆必ず電話等で送信した旨伝え、着信を確認すること。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限：令和7年9月12日（金）17時00分まで

イ 提出場所：益田市子ども福祉課

ウ 提出様式：「【様式1】益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託

事業者公募 参加表明書」により提出すること。
必要に応じ、「【様式2】誓約書」、「【様式3】法人等に関する調書」、「【様式4】委任状」、「【様式5】受託を希望する児童クラブ申出書」を併せて提出すること。

エ 提出方法：次のとおりとする。

提出方法	留意事項
持参	◆提出場所：益田市子ども福祉課 ◆受付時間：8時30分から17時00分まで（土・日曜、祝日を除く）
郵送	◆提出期限必着 ◆送付先：〒698-0024 益田市駅前町17番1号 益田市子ども福祉課宛 ※「益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託事業者公募参加表明書」と封筒表面に明記すること。 ※郵送で事故があった場合の責任は負いません。 （簡易書留・特定記録等を利用することが望ましい）

（4）企画提案書の提出

ア 提出期限：令和7年9月18日（木）17時00分まで

イ 提出場所：益田市子ども福祉課

ウ 提出様式：「【様式7】企画提案書の提出について」及び「【様式8】見積書」、「【様式8（別紙）】益田市放課後児童健全育成事業運営業務収支予算書」により提出すること。
企画提案書は、「益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託事業者審査表」の審査項目に沿って任意の様式により作成し、正本1部、副本5部を提出すること。
「見積書」、「益田市放課後児童健全育成事業運営業務収支予算書」は、4支援単位の合計額で提出すること。ただし、任意の書式で1支援単位あたりの収支が分かる資料も別途添付すること。

エ 提出方法：次のとおりとする。

提出方法	留意事項
持参	◆提出場所：益田市子ども福祉課 ◆受付時間：8時30分から17時00分まで（土・日曜、祝日を除く）
郵送	◆提出期限必着 ◆◆送付先：〒698-0024 益田市駅前町17番1号 益田市子ども福祉課宛

	※「放課後児童クラブ運営業務委託事業者公募企画提案書」と封筒表面に明記すること。 ※郵送で事故があった場合の責任は負いません。 (簡易書留・特定記録等を利用することが望ましい)
--	---

(5) 審査

ア 審査日時：令和7年9月25日（木）9時00分から12時00分まで

イ 審査場所：駅前ビルEAGA3階大ホール

ウ 通知方法：プレゼンテーション参加者へ郵送により通知する。また、審査結果については、市公式ウェブサイトで公表する。

(6) その他

ア プレゼンテーションへの参加人数は、1事業者あたり3名までとする。

イ プレゼンテーションに際しては、提出した企画提案書のみを使用することとし、プレゼンテーション時の追加資料の提出は認めない。

ウ 一小学校区に応募した場合、応募者あたりの説明時間は15分以内とする。その後ヒアリング（30分程度）を受ける。

エ プレゼンテーションに出席できない場合は、失格とする。

オ 説明に使用する備品（パソコン等）は提案者で準備すること。大型モニターについては本市で準備する。

7 児童クラブの概要については、次のとおりとする。

(1) 児童数及び開設時間の基準等

児童数	各クラブ定員のとおりに
開設日数及び開設時間の基準	トマト第1児童クラブ 年間280日程度 トマト第2児童クラブ 年間240日程度 トマト第3児童クラブ 年間240日程度 トマト第4児童クラブ 年間240日程度 (平日190日程度、土曜日45日程度、長期休業日等45日程度) (平日3時間以上、土曜日、長期休業日等8時間以上) 開設時間等は下記「※表1」のとおりに 延長及び再延長利用、土曜日についてはトマト第1児童クラブで合同開設とするため、第2児童クラブ以降の開設日数は土曜日を除いた日数とする。 ※小学校が定める休日により変動あり。
支援員数	常に支援員2名（うち1名は補助員も可）以上配置すること。
支援員の報酬及び社会	法令を遵守すること。

保険等	
施設使用料	無料(市指定のクラブ室)
保護者負担金	下記「※表２」のとおり
家財保険、損害賠償保険、傷害保険	必須（補償内容、金額等については指定しない）

(２) 開設期間等（※表１）

開設期間等	開設時間
平日	放課後～１８：００
土曜日	７：３０～１８：００
長期休業日等（春・夏・秋・冬休み、代休日）	７：３０～１８：００
延長利用	１８：００～１８：３０
再延長利用※設定されているクラブのみ	１８：３０～１９：００
閉設日	・日曜日、祝日 ・８月１４日～８月１６日 ・１２月３０日～１月３日

※振替日等により開設日及び開設時間が、クラブによって異なる場合がある。

(３) 保護者負担金（※表２）※「ア」及び「イ」は、市の歳入とする。

ア 基本負担金(毎月定額で保護者が負担する金額)

負担金種別	１人目負担金額	２人目以降負担金額
小学１年生から小学３年生まで	６,５００円/月	５,０００円/月
小学４年生から小学６年生まで	７,５００円/月	６,０００円/月
就学援助制度（生活保護世帯）	全額免除	
就学援助制度（準要保護世帯）	４,０００円/月減額	

※兄弟姉妹の内、最も低学年の児童を１人目とする。

イ 加算負担金(利用回数に応じて保護者が負担する金額)

負担金種別	負担金額
土曜日利用負担金	３００円/回
長期休業日等利用負担金	３００円/回 ※上限３,０００円/月
延長利用負担金	３００円/回
再延長利用負担金	３００円/回

ウ その他

負担金種別	負担金額
活動費（教材費、おやつ代等）	約 1,500 円/月（各クラブで設定）
スポーツ安全保険（全員加入）	800 円/年（令和 7 年度掛金）

- 8 本公募では、市が委託する事業者については、審査基準を満たした全ての事業者からの提案を基に、本市が選定し、最も優秀な運営事業者を決定する。

（１）運営事業者の決定

市は審査の結果、円滑に移行が行われ、移行後も円滑なクラブ運営が可能であり、委託先として最もふさわしいと判断した事業者を運営事業者とする。なお、運営事業者決定については、公募における企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に判断する。運営事業者を決定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、受託候補者名を通知する。併せて、市公式ウェブサイトにおいて公表する。

（２）運営準備

選定された運営事業者は、旧運営主体と連携し、運営開始の準備を進めること。その際には、関係者との連絡調整を密にし、円滑に運営開始ができる体制を整えること。特に、実際に児童クラブに従事する支援員等に対して、支援員等の給与等の処遇や異動、事務分担等について十分に説明することに留意し、関係者の双方が納得した上で運営開始できる体制を整えること。なお、運営準備が円滑に行われていないと市が判断した場合には、決定を取り消す場合がある。

（３）その他

本募集要綱の定めによる方法で運営事業者の決定が困難である場合には、本市の判断により、必要に応じて選定の方法等変更する場合がある。

- 9 委託契約等については、次のとおりとする。

（１）契約手続

市と運営事業者は契約内容について合意の上契約手続を行う。なお、この委託事業に係る契約は、議会において予算が可決されるまでの間は、仮契約とする。

（２）契約保証金

契約保証金については、免除とする。

（３）その他

ア 当該業務を進めるにあたり、選定された企画提案書の内容を変更する必要が生じた場合には、その内容に限定されることなく、市と協議ののち、市が認める範囲において変更することができるものとする。

イ 委託契約の単位は、小学校区の放課後児童クラブ単位とする。

ウ 本契約を締結する時点で、５（１）の要件が満たされていなかった場

合には、契約を締結しない。

10 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提案書の著作権は、当該提案者に帰属する。ただし、市は選定結果の公表等に必要の場合には、提案書の内容を使用できるものとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出、プレゼンテーション、運営準備等、運営開始までに必要となる経費については、提案者の負担とする。
- (4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに「【様式9】益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託事業者公募参加辞退表明書」により市へ報告すること。なお、参加の辞退をした事業者に対する不利益はない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書が次の条件に該当する場合には、審査対象から除外する。

ア 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない参加表明書及び企画提案書

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない企画提案書

ウ 虚偽の内容と認められる記載がされている企画提案書

エ その他、不適切と判断された場合

- (6) 審査結果の経緯及び内容に関しては、いかなる問合せにも応じないものとする。
- (7) 本企画提案に係る提出物は、本事業の審査及び結果の公表以外では一切使用しない。
- (8) 市が受理した書類は、原則として益田市行政情報公開条例（平成11年益田市条例第1号）に基づく開示請求の対象となる。
- (9) 本募集に関する様式一覧

【様式1】益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託事業者公募参加表明書

【様式1（別紙）】申立書

【様式2】誓約書

【様式3】法人等に関する調書

【様式4】委任状

【様式5】受託を希望する児童クラブ申出書

【様式6】益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託事業者公募に関する質問書

【様式7】企画提案書の提出について

【様式8】見積書

【様式8（別紙）】益田市放課後児童健全育成事業運営業務収支予算書

【様式9】益田市放課後児童健全育成事業運営業務委託事業者公募参加辞退表明書

(1 0) 問 合 せ 先 及 び 提 出 先

益田市福祉環境部子ども福祉課

〒 6 9 8 - 0 0 2 4

益田市駅前町 1 7 番 1 号 (E A G A 1 階)

T E L : 0 8 5 6 - 3 1 - 0 2 4 3

F A X : 0 8 5 6 - 2 2 - 8 8 3 3

E-mail : kosodate@city.masuda.lg.jp